

農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）
（昭和53年3月3日付け53構改D第116号農林事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1～第3 [略]</p>	<p>第1～第3 [略]</p>
<p>第4 第2の(1)から(4)までに該当する事業に係る補助対象経費は、1か所ごとの決定事業費又は決定工事費の額を次の各号に分類し、その分類された決定事業費又は決定工事費の合計額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額を合計した額と補助対象となる委託費等の実支出額とのいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の140</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の95</u></p> <p>(2) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円を超え500万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の131</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の95</u></p> <p>(3) 1か所の決定事業費又は決定工事費が500万円を超え1,000万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の119</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の95</u></p> <p>(4) 1か所の決定事業費又は決定工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の103</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の69</u></p> <p>(5) 1か所の決定事業費又は決定工事費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の79</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の59</u></p> <p>(6) 1か所の決定事業費又は決定工事費が10,000万円を超える場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の41</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の30</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第5 [略]</p>	<p>第4 第2の(1)から(4)までに該当する事業に係る補助対象経費は、1か所ごとの決定事業費又は決定工事費の額を次の各号に分類し、その分類された決定事業費又は決定工事費の合計額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額を合計した額と補助対象となる委託費等の実支出額とのいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の126</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の108</u></p> <p>(2) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円を超え500万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の90</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の72</u></p> <p>(3) 1か所の決定事業費又は決定工事費が500万円を超え1,000万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の72</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の72</u></p> <p>(4) 1か所の決定事業費又は決定工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の54</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の54</u></p> <p>(5) 1か所の決定事業費又は決定工事費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の36</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の36</u></p> <p>(6) 1か所の決定事業費又は決定工事費が10,000万円を超える場合</p> <p>ア 概要書作成の場合 <u>1,000分の18</u></p> <p>イ 設計書作成の場合 <u>1,000分の18</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第5 [略]</p>
<p>第6 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出する。その提出部数は正副2部とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第7 第6に規定する申請書の提出期日は、当該都道府県の区域を管轄する<u>地方農政局長等</u>が別に定める日までとする。</p> <p>第8 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>第6 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「<u>沖縄総合事務局長</u>」<u>といふ。</u>）以下同じ。）に提出する。その提出部数は正副2部とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第7 第6に規定する申請書の提出期日は、当該都道府県の区域を管轄する<u>地方農政局長</u>（<u>北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長</u>）が別に定める日までとする。</p> <p>第8 [略]</p> <p>2 [略]</p>

3 第6第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第2号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

別記様式第1号（第6、第8関係） [略]

1 [略]
(注) 1 [略]

2 摘要欄には、補助金交付要綱第2号及び第4号に定める決定事業費又は決定工事費の額を記入するとともに事業主体ごと、工種ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減じた場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 [略]

添付 [略]

添付 [略]

添付 [略]

別記様式第2号（第8関係） [略]

3 第6第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第2号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

別記様式第1号（第6、第8関係） [略]

1 [略]
(注) 1 [略]

2 摘要欄には、補助金交付要綱第3第2号及び第3号の規定に定める決定事業費又は決定工事費の額を記入するとともに事業主体ごと、工種ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減じた場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 [略]

添付 [略]

添付 [略]

添付 [略]

別記様式第2号（第8関係） [略]

附則

この通知は、平成28年12月22日から施行し、改正後の第4の規定は、平成28年1月1日以後に発生した災害について適用する。